

南箕輪村むらづくり委員会（第1回）会議次第

平成29年5月10日（水）

午後7時 役場講堂

<任命辞令交付>

1. 開会

2. 村長あいさつ

3. 自己紹介

4. 説明

(1) むらづくり委員会について

会議資料1

(2) これまでのむらづくり委員会の経過について

会議資料2

5. むらづくり委員会会長の選出

会長

6. 協議事項

① 委員会の運営について

会議資料3

② 村創生総合戦略について

会議資料4

③ 村創生総合戦略の検証について

会議資料4

④ 今後のスケジュールについて

会議資料5

⑤ 次回委員会日程

月 日 ()

7. その他

8. 閉会

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

むらづくり委員会について

1 委員会の位置づけ

むらづくり委員会は、地方自治法第 202 条の 3 第 1 項に規定する条例で定める執行機関（村長）の附属機関です。

執行権はありません。

2 委員の位置づけ

(1) 村の非常勤職員となります。（法第 202 条の 3 第 2 項）

(2) 委員には報酬を支給します。（報酬額については、6 ページ参照）

《参考》

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）抜粋

第七款 附属機関

第 202 条の 3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

南箕輪村むらづくり委員会条例

(設置)

第1条 南箕輪村の総合的な発展に関する重要事項及び行財政の合理化に関する重要事項について調査審議するため、南箕輪村むらづくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、村長の諮問に応じて調査審議するものとする。

- (1) 村の総合的な発展に関する重要事項
- (2) 村の行財政の合理化に関する重要事項
- (3) 国土利用計画に関する重要事項

2 委員会は、前項各号に掲げる事項について、村長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が任命する。

- (1) 公募による者
- (2) 識見者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 第5条第3項及び前条の規定は、部会長及び部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(幹事)

第8条 委員会に必要があるときは、幹事をおくことができる。

2 幹事は、村職員のうちから村長が任命する。

3 幹事は、委員会の所掌事務について委員を補佐する。

(専門委員)

第9条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、村長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 南箕輪村計画審議会条例（昭和43年条例第9号）

(2) 南箕輪村行政改革推進委員会設置条例（昭和60年条例第13号）

附 則（平成19年12月17日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

南箕輪村むらづくり委員会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、南箕輪村むらづくり委員会条例（以下「条例」という。）

第10条の規定により、南箕輪村むらづくり委員会の会議（以下「会議」という。）等の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴人受付において住所及び氏名（団体の場合は団体名、代表者名及び人員）を明記し、その指示された席につかなければならない。

(傍聴席に入ることができない場合)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることとはできない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 凶器その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり及び垂れ幕の類を携帯している者
- (4) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン及びヘルメットの類を着用している者
- (5) その他会長が取締上必要あると認める者

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、傍聴席にあるときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議中みだりに席を離れないこと。
- (2) 飲食、喫煙、私語、談笑又は拍手等をしないこと。
- (3) 携帯電話は、電源を切り、使用しないこと。
- (4) 議事に批評を加え、又は賛否の表明をしないこと。
- (5) 写真を撮影し、又は録音しないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動をしないこと。

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人がこの規程に違反し、又は会長の指示に従わない場合は、会長はこれを退場させることができる。

2 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(補則)

第6条 傍聴人は、前各条のほか、係員の指示に従わなければならない。

(部会を設置した場合の準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、条例第7条の規定により部会が置かれた場合に準用する。この場合において、「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

南箕輪村むらづくり委員会委員報酬について

委員報酬としてお支払いする額

区 分	時 間 額
会 長	1, 0 0 0 円
委 員	9 0 0 円

＊ 30分単位で計算します。

加算される車賃

久 保 往 復 (6.4㎞) 2 4 0 円	神子柴原往復 (9.0㎞) 3 4 0 円
中 込 往 復 (4.6㎞) 1 8 0 円	沢 尻 往 復 (10.6㎞) 4 0 0 円
塩ノ井往復 (4.2㎞) 1 6 0 円	南 原 往 復 (12.6㎞) 4 7 0 円
北 殿 往 復 (1.4㎞) 6 0 円	大 芝 往 復 (5.8㎞) 2 2 0 円
南 殿 往 復 (0.7㎞) 3 0 円	大 泉 往 復 (4.2㎞) 1 6 0 円
田 畑 往 復 (2.8㎞) 1 1 0 円	北 原 往 復 (7.2㎞) 2 7 0 円
神子柴往復 (3.8㎞) 1 5 0 円	

・ 計算基礎は各区公民館・コミュニティセンター等からの距離

＊お支払いは、従来、口座振込みとさせていただきます。

＊別紙の「賃金・手当等振込依頼書」を次回会議に提出してください。

なお、既に別の村の委員会等で提出済の方は「個人番号」の記入は不要です。

これまでの村総合計画策定の経緯

構想策定回数	策定年	策定時人口（人）	計 画 名	構想目標年次	目標人口（人）	将 来 像	備 考
1	昭和45年 (1970年)	6,503（S44）	南箕輪村総合計画書	昭和54年 (1979年)	10,000	—	計画審議会
2	昭和50年 (1975年)	7,664（S50）	南箕輪村総合計画書	昭和60年 (1985年)	11,000	—	
基本計画 見直し	昭和58年 (1983年)	9,190（S57）	南箕輪村短期総合計画	昭和70年 (1995年)	12,500	村民すべてが文化的で豊かな明るい生活を営むことができる”自然の中に発展への息吹が広がり文化の香る村”南箕輪	基本計画のみ
3	昭和60年 (1985年)	9,822（S59）	21世紀を展望したこれからのむらづくり 南箕輪村総合計画書	昭和80年 (2005年)	14,500	新しい産業と文化で築こう、 平和な緑の南箕輪	
基本計画 見直し	平成2年 (1990年)	10,557（H元）	21世紀を展望したこれからのむらづくり 南箕輪村第二次総合計画書	↓	↓	↓	
4	平成8年 (1996年)	12,098（H7）	南箕輪村第3次総合計画	平成17年 (2005年)	14,500	健やかに伸びる緑の郷土・みなみみのわ 自然と共生した、快適で平和な生活 豊かな文化 活力ある産業	
基本計画 見直し	平成13年 (2001年)	12,943（H12）	↓	↓	↓	↓	↓
5	平成17年 (2005年)	14,147（H16）	南箕輪村第4次総合計画	平成27年 (2015年)	14,700	みんなで創ろう 住みよい南箕輪 ～人・自然・協働～	むらづくり 委員会
基本計画 見直し	平成23年 (2011年)	14,602（H22）	↓	↓	↓	↓	
6	平成27年 (2015年)	14,988（H26）	南箕輪村第5次総合計画	平成37年 (2025年)	15,500	いつまでも あふれる緑 笑い声 ～みんなの笑顔、輝く自然、安全・安心の村 南箕輪～	
基本計画 見直し	平成32年 (2020年)		↓	↓	↓	↓	↓

これまでのむらづくり委員会の経過について

平成 15～16 年に行われた合併論議の末、自立のむらづくりを推進していくため、第 4 次総合計画策定は、村がむらづくり委員会に素案の取りまとめを諮問し、答申された素案を基に策定しました。

■第 1 期むらづくり委員会

第 1 期むらづくり委員会は、平成 16 年 11 月に南箕輪村むらづくり委員会条例に基づき、南箕輪村第 4 次総合計画として基本構想（平成 18 年度～平成 27 年度の 10 年間）と前期基本計画（平成 18 年度～平成 22 年度の 5 年間）の策定にあたり、住民の代表や見識者からなる 55 名を委員として組織されました。

この第 1 期むらづくり委員会では、「村民と行政の協働による計画づくり」、「時代の変化に的確に対応できる計画づくり」、「前計画の達成状況と課題を踏まえた計画づくり」の 3 項目を計画作成の方針として掲げ、審議にあたっては、全体会議及び 5 部会での部会検討会、多くの村民から意見をいただくため、各地区懇談会等を開催するなど約 2 年間、会議を行い素案としてまとめ答申をいただきました。

村では、村議会の議決後、村の最上位の計画として平成 19 年 3 月に南箕輪村第 4 次総合計画が制定され、以降はこの計画に基づき行政運営が行われてきました。

■第 2 期むらづくり委員会

第 2 期むらづくり委員会は、第 4 次総合計画（基本計画）に掲げられた「現状を踏まえた課題」、「施策の目標達成」等の実現に向け、後期基本計画（平成 23 年度～平成 27 年度の 5 年間）の検討等を行うため、平成 20 年 5 月に 30 名により組織されました。

村から諮問された検討事項は、「新たなコミュニティ組織づくりの検討」、「事務事業の外部評価実施及び事務事業の見直し」、「第 4 次総合計画前期基本計画の検証と後期基本計画の検討」の 3 項目でした。

第 2 期むらづくり委員会では、この 3 項目を検討するため委員会を 3 部会に分け、約 3 年をかけそれぞれの課題について検討し、結果を答申書（最終）として提出されました。

■第 3 期むらづくり委員会

第 3 期むらづくり委員会は、平成 27 年度までの計画で策定された第 4 次総合計画に代わり、新たに第 5 次総合計画策定の検討を行うため、平成 25 年 9 月に 23 名により組織されました。平成 25 年度から平成 27 年度にかけてむらづくり委員会を開催し、

「南箕輪村第5次総合計画基本構想」及び「南箕輪村第5次総合計画前期基本計画」の検討を実施しました。

平成27年度には「南箕輪村人口ビジョン」及び「南箕輪村創生総合戦略」、「国土利用計画（南箕輪村計画）」の検討、平成28年度には「地方創生関連交付金事業の検証」を実施しました。

このうち、「南箕輪村創生総合戦略」及び「地方創生関連交付金事業の検証」については、むらづくり委員に加え、専門委員を任命し審議していただきました。

委員会の運営について（案）

- 1 会議は、夜間開催を原則とします。時間は午後 7 時（または 7 時 30 分）に開会し、おおむね 2 時間とします。
- 2 部会を設置する場合、部会の構成については、各委員の希望を聞く中で会長が指名いたします。
- 3 部会設置後は、会長、会長代理、部会長による運営委員会を必要に応じ開催し、調整しながら運営します。
- 4 会議の回数は、部会も含め月 1 ～ 2 回程度とします。
- 5 会議の資料は、必要に応じ事前に委員に送付することとします。
- 6 会議は、原則公開とします。また、会議の内容は、村のホームページへの掲示、村報への掲載などにより積極的に公開します。

「人口ビジョン」

6. 人口の現状分析等のまとめ

- (1) 人口増加傾向もいずれは人口減少時代へ
- (2) 合計特殊出生率は上昇、ただし15～49歳女性人口の割合は下降
- (3) 社会増は上伊那の他市町村からの転入超過、しかし県外へは転出超過
- (4) 近隣市町村の就労場所相互依存と村内の経済
- (5) 高齢者人口の増加により社会保障負担への懸念

人口を安定化させるためには、
① 転入者を維持する取り組み
② 転出の抑制、出生者数の増加

南箕輪村の人口増加の特徴である
「転入者の維持」がキーポイント

ベースとなる計画等

「南箕輪村第5次総合計画」
「国・県創生総合戦略」

「人口ビジョン」

7. 村内人口安定化に取り組む基本的視点

- (1) 転入・定住のための戦略的な取り組み
・村へ転入する理由を分析し、今後も転入・定住を促進する
- (2) 結婚・妊娠・出産・子育て支援、ふるさと回帰の取り組み
・村に住みたいと思わせる生活環境の整備
・若い世代の呼び戻し
- (3) 安定して働ける就労場所の確保
・近隣市町村と連携による雇用の拡大

課題に直結する施策

「人口ビジョン」アンケート概要

- (1) 人口増加の要因
 - ・地理的要素
(自然環境・景観、土地安)
 - ・施策的要素
(子育て支援)
- (2) 村への転入理由
 - ・地理的、地縁的要素
(親元・実家、職場近、土地安)
 - ・施策的要素
(子育て支援)
- (3) 妊娠・出産
 - ・健診、学習・情報提供の充実
 - ・経済的支援
- (4) 子育て支援
 - ・助成の充実

南箕輪村で伸ばしていく要素は、「子育て支援」
子育て支援施策の中でも求められているものは、
「経済的支援」「助成の充実」

III 南箕輪村創生総合戦略

- (1) 立地特性を生かした職住近接のむらづくり
 - 施策① 商工業・サービス業の振興による雇用の創出
 - 施策② 魅力的な農業経営の確立
 - 施策③ 移住者や女性の就業支援（重複）
- (2) 若者定住と郷土愛の醸成による帰って来たいむらづくり
 - 施策① 安全で快適な住宅・住環境づくり
 - 施策② 村内移住・定住・若者回帰の推進
 - 施策③ 南箕輪の魅力開発とブランドづくり
- (3) 安心して子どもを産み育てることのできるむらづくり
 - 施策① 妊娠出産・子育て支援の充実 **重点施策**
 - 施策② 教育の充実
 - 施策③ 移住者や女性の就業支援（重複）
- (4) 誰もが安心して暮らし続けられるむらづくり
 - 施策① 自然災害に強い地域づくり
 - 施策② 参画・協働の推進とコミュニティの育成
 - 施策③ 自然環境に育まれるむらづくり

南箕輪村創生総合戦略に至る流れについて

具体的な取り組み

Ⅲ 南箕輪村創生総合戦略

(1) 立地特性を生かした職住近接のむらづくり

施策① 商工業・サービス業の振興による雇用の創出

施策② 魅力的な農業経営の確立

施策③ 移住者や女性の就業支援（重複）**課題に直結する施策**

(2) 若者定住と郷土愛の醸成による帰って来たいむらづくり

施策① 安全で快適な住宅・住環境づくり

施策② 村内移住・定住・若者回帰の推進

施策③ 南箕輪の魅力開発とブランドづくり

(3) 安心して子どもを産み育てることのできるむらづくり

施策① 妊娠出産・子育て支援の充実

重点施策

施策② 教育の充実

施策③ 移住者や女性の就業支援（重複）

(4) 誰もが安心して暮らし続けられるむらづくり

施策① 自然災害に強い地域づくり

施策② 参画・協働の推進とコミュニティの育成

施策③ 自然環境に育まれるむらづくり

H28

H29

H30

...

地域再生計画（計画期間：平成28年8月1日～平成31年3月31日）

名称：【社会で活躍しながら子育てできるむらに！

「子育て女性再就職トータルサポート」事業】

概要：こども館を拠点とした一貫した子育て支援に加えて、女性の再就職のトータルサポートを併せて行うことで、子育て支援と就業支援をワンストップで行う。

地方創生推進交付金

社会で活躍しながら子育てできるむらに！「子育て女性再就職トータルサポート事業」

地方創生加速化交付金

**「ライトに農業を」
「地元回帰」層をターゲット
にした人口定着事業**

内容：都市部での農業塾の
開催、地元回帰就職セミ
ナー開催、地元企業体験
訪問実施

地方創生加速化交付金

**（広域連携事業）
「信州・上伊那」の地域力向
上推進事業**

内容：移住定住者向けサイ
ト作成、移住定住推進パン
フレット作成、移住定住促
進プロモーションビデオ作
成、キャリア教育推進コー
ディネーター配置 等

地方創生加速化交付金

**（広域連携事業）
中央アルプスジオパーク構
想を活用した観光地域づく
り連携事業**

内容：経ヶ岳ガイドブック制
作、経ヶ岳紹介ビデオ制作、
登山道整備

地域再生計画（計画期間：平成29年2月24日～平成33年3月31日）

名称：【南箕輪村大芝高原ブランド化（道の駅構想）計画】

概要：大芝高原を道の駅に登録し、施設整備を行う。

その基幹施設として味工房を位置づけ、村の農業の6次産
業化の最終ステージとしての食堂の改修、直売所、地域の
伝統食を継承する工房等の改修を行う。

また、屋内運動場を避難所機能を兼ね備えた複合施設と
して再整備し、スポーツと絡めた交流人口の増加を狙う。

地方創生拠点整備交付金

**「大芝高原味工房魅力アップ
プロジェクト」**

地方創生拠点整備交付金

**「大芝高原「楽・わく・健康ス
ペース」屋内運動場整備計画**

地域再生計画（計画期間：平成29年5月～平成34年3月31日）

名称：【子育て環境日本一の村」南箕輪村ブランド増進計画】

概要：南原保育園に3部屋増設することに伴い、多世代交流室を
設け、園児が地域住民と交流する場、保護者が地域住民や
臨床心理士、言語聴覚士といった専門家に子育て相談でき
る場等として活用する。

また、こども館を新設し、子育て支援の一元化を図る。

地方創生拠点整備交付金

**「人口増・子育て女性応援の村、
南原保育園施設整備計画」**

地域再生計画（計画期間：平成29年5月～平成34年3月31日）

名称：【信州伊那谷で暮らしやすさ日本一を目指す事業計画】

（広域連携事業）

概要：地元企業バスツアー、保護者向けセミナー、地元企業採用
担当者向けセミナー、WEBサイト運営

地方創生推進交付金

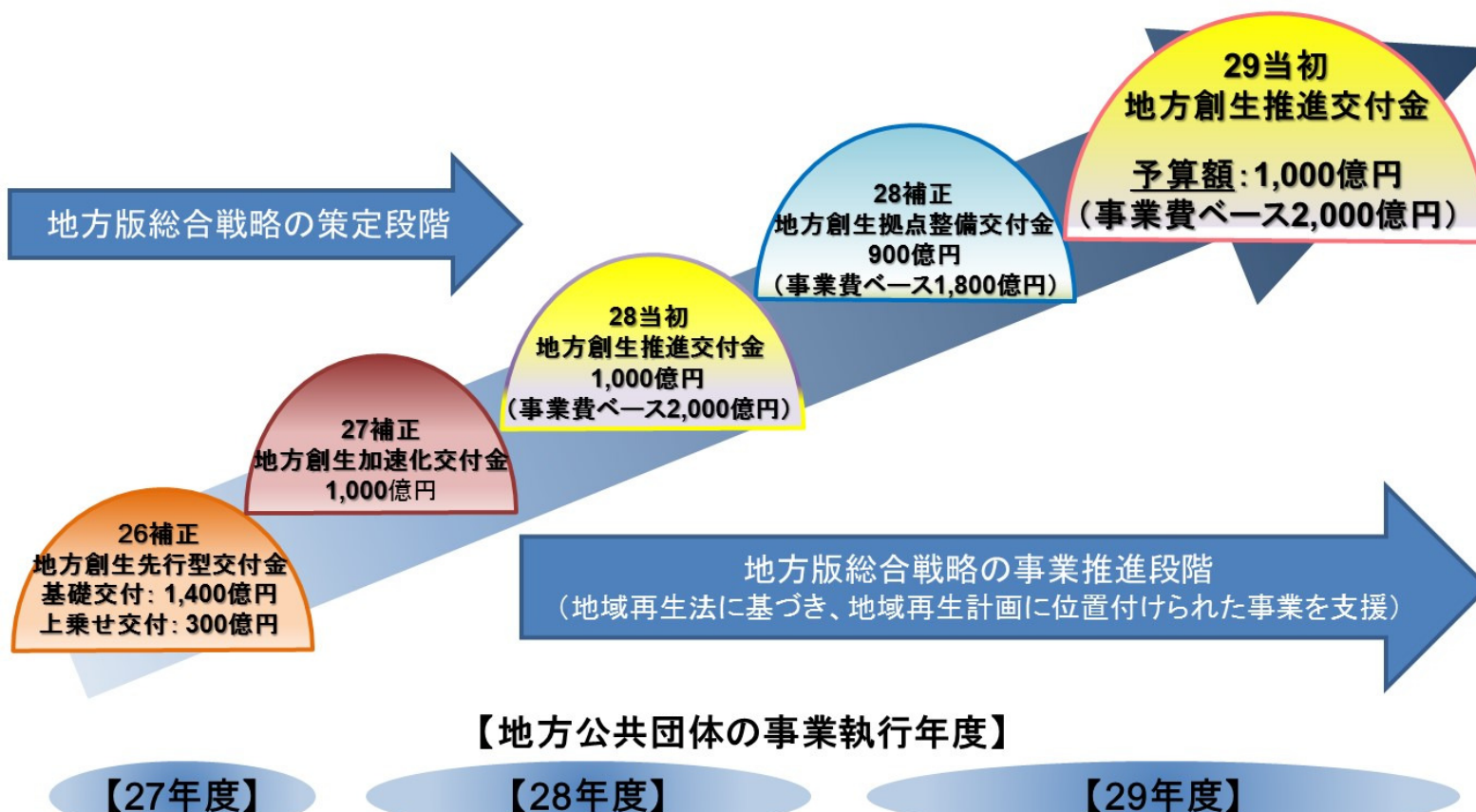
「信州伊那谷で暮らしやすさ日本一を目指す事業」

地方創生関連交付金の流れについて(平成26年度～平成30年度)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
関連計画の策定	南箕輪村第5次総合計画の策定	H27.9 答申	H28.3 策定		
		南箕輪村創生総合戦略の策定	H27.10 答申・第1版	H28.3 第2版	
地方創生関連交付金	国26補正 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金 (地域消費喚起・生活支援型) H27.3 決定 2事業		H28.4 効果検証・報告		
	(地方創生先行型基礎交付) H27.3 決定 2事業		H28.8 有識者検証		
	(地方創生先行型上乘せ交付) H27.10 決定 2事業		H28.8 有識者検証		
		国27補正 地方創生加速化交付金 (1次交付) H28.3 決定 2事業			
			(2次交付) H28.9 決定 1事業		
		国28当初 地方創生推進交付金 H28.9 決定 1事業		今後も継続して申請受付	
			国28補正 地方創生拠点整備交付金 H29.2 決定	2事業 (単独1、広域1)	
				H29.4 決定 3事業	

地方創生関係交付金の概要（イメージ）

- 自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援
- KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援



南箕輪村の交付金の活用状況（27 年度）

交付金	名称	事業概要	金額 (村事業費実績)	備考
地域活性化・地域住民 生活等緊急支援 交付金 (補助率 10/10)	消費喚起プレミアム 商品券発行事業	商工会によりプレミアム付商品券を発 行する。プレミアム率 30% ・ 5 百円×26 枚綴を 1 万円で 3,440 セット販売 ・ 5 百円×13 枚綴を 5 千円で 1,220 セット販売 村内の商工会加入店舗等で使用可能	16,784,693 円	
	低所得者向け商品・サ ービス購入助成	①経済情勢等を踏まえ、プレミアム付 商品券の購入が困難な低所得者に対 し、生活支援を行い負担軽減を図る。 ②低所得世帯員に、村内の飲食店、小 売店等で使用できる商品・サービス券 （3 千円分／1 人）を配付する。 ③対象予定数 2,000 人（実績 1,933 人） 全住民の約 13% (2,000 人／15,104 人)	5,704,000 円	

【平成 28 年 4 月効果検証済】

南箕輪村の交付金の活用状況（27 年度）

交付金	名称	事業概要	金額 (村事業費実績)	備考
地方創生先行型 交付金 (補助率 10/10)	南箕輪村総合戦略 策定事業	南箕輪村人口ビジョン・南箕輪村創生 総合戦略の策定支援、アンケート調査 実施・分析	3,510,000 円	
	水道施設における I T の活用による 業務の効率化と安心 な暮らしの支援事業	・メール配信関係機能のソフトウェア 整備 ・ケーブルテレビへの緊急文字放送画 像配信機能のソフトウェア整備 ・電子メーターの一部導入	15,864,000 円	
	保育園絵本 読み聞かせ推進事業	・絵本購入（図書館、たけのこ園、 すくすくはうす、各保育園）：890 点 (セット本含む) ・絵本収納購入：絵本棚 58 基、 収納ボックス 24 基 ・絵本読み聞かせの実施	6,000,000 円	
	「ふるさと名物」 開発支援事業	・村商工会による「ふるさと名物 (お土産部門)」の開発 ・村観光協会による「ふるさと名物 (名物メニュー部門)」の開発	3,460,000 円	

【平成 28 年 8 月 むらづくり委員会にて効果検証済】

南箕輪村の交付金の活用状況（28 年度）

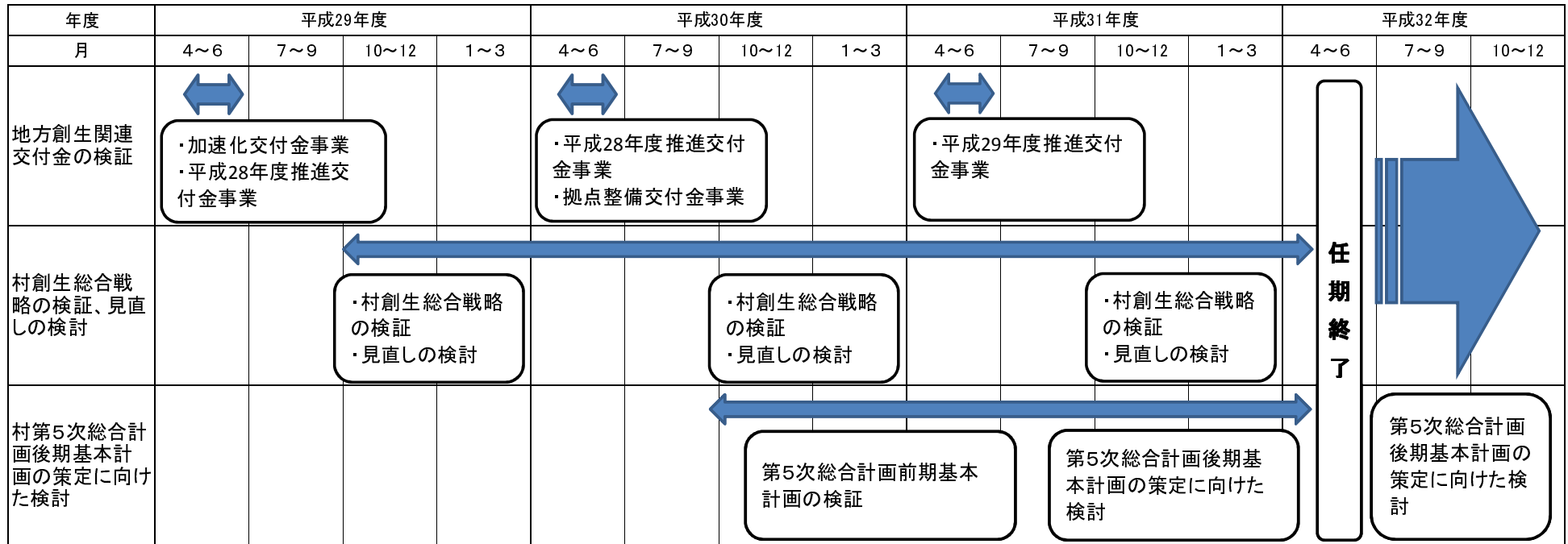
交付金	名称	事業概要	金額 (村事業費実績)	備考
地方創生加速化 交付金 (補助率 10/10)	「信州・上伊那」の 地域力向上推進事業	・移住定住者向けサイト構築 ・移住定住推進パンフレット等作成 ・元気ビジネス応援隊運営負担金 ・キャリア教育推進コーディネーター配置	5,486,640 円	広域連携事業
	中央アルプスジオパーク構想を活用した 観光地域づくり連携事業	・ガイドブック制作 ・PR ビデオ制作 ・登山道整備	3,437,200 円	広域連携事業
	「ライトに農業を」 「地元回帰」層を ターゲットにした 人口定着事業	・都市部での農業塾の開催 ・地元回帰就職セミナー開催 ・地元企業体験訪問実施	28,988,000 円	
地方創生推進交付金 補助率（1/2）	社会で活躍しながら 子育てできるむらに！「子育て女性再就職 トータルサポート事業」	・女性就業支援トータルアドバイザー設置 ・就職前の準備セミナー開催 ・就職前後のサポートプログラム実施	5,940,000 円	

南箕輪村の交付金の活用予定（29 年度）

交付金	名称	事業概要	金額 (村事業費予算)	備考
地方創生推進 交付金 (補助率 1/2)	社会で活躍しながら 子育てできるむら に！「子育て女性再就 職トータルサポート 事業」	・女性就業支援トータルアドバイザー設置 ・就職前の準備セミナー開催 ・就職前後のサポートプログラム実施 ・サポート機会を増やす仕組みづくり ・内職マッチング	12,300,000 円	継続事業
	信州伊那谷で暮らし やすさ日本一を目指 す事業	・地元企業バスツアー・保護者向け セミナー・地元企業採用担当者 向けセミナー・WEB サイト運営 ・キャリア教育推進員設置 ・広域連合負担金	4,022,000 円	広域連携事業
地方創生拠点 整備交付金 (補助率 1/2)	大芝高原味工房魅力 アッププロジェクト	大芝高原味工房の増改築事業 ・ガレット・ジェラート軽食等店舗改修 ・パン工房改修・多目的体験室改修 ・直売所増築 ほか	140,000,000 円	
	人口増・子育て女性応 援の村、南原保育園施 設整備計画	入園児童の増加に対応した施設整備 ・3 部屋増築（多世代交流室1、保育室2） ・給食室増築及び園庭の整備	100,000,000 円	
	大芝高原「楽・わく・ 健康スペース」 屋内運動場整備計画	大芝屋内運動場の増改築事業 ・多目的室・更衣室新設、 トイレ・倉庫増改築 ・屋根、外壁、コート改修、人工芝設置 ・非構造部材耐震改修	150,000,000 円	

今後のスケジュールについて

会議資料 5



1. 主な検討事項

- ・村創生総合戦略の検証及び見直し
- ・村創生総合戦略に基づき実施した事業の効果検証
(地方創生加速化交付金事業、地方創生推進交付金事業、地方創生拠点整備交付金事業)
- ・村第5次総合計画後期基本計画(計画期間：平成33年度～平成37年度)の検討

2. スケジュール予定

平成29年5月 第1回委員会

- ・委員委嘱
- ・村第5次総合計画、村創生総合戦略の概要説明

平成29年5月下旬から6月上旬

第2回委員会(予定)

- ・平成28年度地方創生加速化交付金事業、地方創生推進交付金事業の検証

平成29年度～

前年度に実施した交付金事業の効果検証

村創生総合戦略の検証、見直しの検討

→ 以降年度ごとに前年度事業の効果検証及び村創生総合戦略の検証、必要に応じて戦略の見直し

平成30年度～

村第5次総合計画後期基本計画の策定に向けた検討

平成32年5月

任期終了